

市交通指導員に新たに  
吉田真奈美さんを委嘱

交通事故防止のための街頭指導や啓発をする市交通指導員に吉田真奈美さん(愛の山)を委嘱しました。任期は令和6年3月31日まで。



■問い合わせ先 防災安全課地域安全係(☎・内線1265)

市国保運営協議会  
委員を募集します

市は国民健康保険事業の運営に広く被保険者の意見を反映させるため、国保運営協議会の委員を募集します。

■募集人員 3人  
■任期 3年(会議は年3回程度)

住民税非課税世帯など  
臨時特別給付金を支給

市は新型コロナウイルス感染症の影響を受けた世帯の生活や暮らしを支援するため、次の世帯に給付金を支給します。

■対象世帯

対象① 住民税非課税世帯  
次の①、②のいずれも満たす世帯

- ①令和3年12月10日時点で国内のいずれかの市区町村の住民基本台帳に記録されていた者で、かつ4年6月1日時点で市の住民基本台帳に記録されている世帯
- ②世帯の全員が4年度住民税均等割非課税である世帯

次の世帯は支給の対象とはなりません。

- ▼4年1月以降に、3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(家計急変世帯)への支給を含む)をすでに受給した世帯または受給した世帯主を含む世帯
- ▼3年度の給付金を他市区町村から支給された世帯

▼世帯の全員が、令和4年度住民税均等割額が課税されてい

■応募資格 次の要件を満たす人

- ▼10月1日現在、20歳から70歳までの人
- ▼国保加入者で、今後2年以上継続して加入する見込みのある人
- ▼国保税に滞納がない世帯の人

■平日の会議に出席できる人  
■報酬 市の規定により支給  
■応募期限 9月22日(木)  
■問い合わせ先 市民課国保年金係(☎・内線1072)

介護保険料が減免可能

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入の減少などがあつた場合、申請により介護保険料の全額または一部の免除申請が可能です。

■減免対象者 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた次のいずれかに該当する者  
■全額免除 主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負つた第1号被保険者  
一部を免除 主たる生計維持

者の収入減少が見込まれる次の全ての要件に該当する者

- ①事業、不動産、山林、給与収入のいずれかが前年と比べて30%以上減少する見込み
- ②収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得合計金額が400万円以下

■対象保険料 令和4年4月1日から5年3月31日(金)までの期間中に、普通徴収の納期限(特別徴収は年金の支払日)が設定されているもの

■減免額の計算方法

減免対象保険料(A×B÷C)×減免割合(D)で計算された額  
A：第1号被保険者の保険料額  
B：第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少する収入が見込まれる事業収入などの前年所得金額  
C：第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額  
D：①前年の合計所得金額が210万円以下→100%減免②210万円超→80%減免  
※主たる生計維持者の事業などの廃止や失業の場合は、前年の合計所得金額に関わ

らず100%の減免割合となりません。

- 提出書類  
①介護保険料減免申請書  
②減免調査同意書  
③収入申告書  
④添付書類

・死亡、重篤な傷病の場合  
↓死亡診断書、医師の診断書など  
・収入減少による申請の場合  
↓売り上げを比較できる帳簿、給与明細など  
・失業や事業廃止の場合↓離職証明書、事業廃止届など

■問い合わせ先 健康福祉課 高齢福祉係(☎・内線1085)または盛岡北部行政事務組合(☎74・2716)

生活困窮者の負担軽減  
介護保険料を減額措置

介護保険料の所得段階が第3段階の人で生活に困窮し、保険料の納付が困難と認められた人の保険料を下表の通り減額します。

■申請に必要な物  
▼家族全員の預貯金通帳  
※年金を現金で受け取って

所得段階	第3段階
減額前	年額 54,600円
減額の条件	第1号被保険者(65歳以上)で次の全ての条件に該当 ①世帯全員が住民税非課税 ②世帯の年間収入が120万円以下(2人世帯の場合) ※世帯員3人目からは1人につき40万円加算 ※収入には預貯金、年金、仕送りなどあらゆる収入を含む ③住民税課税者に扶養されていない ④住民税課税者と生計を共にしていない ⑤資産などを活用しても、なお生活が困窮している
減額後	年額 39,000円

いる場合は、年金の額が分かる書類  
▼家族全員分の印鑑  
■申請受け付け 随時受け付けていますが、4月にさかのぼって減額できるのは10月31日(月)までです。  
■問い合わせ先 健康福祉課 高齢福祉係(☎・内線1085)または盛岡北部行政事務組合(☎74・2716)

他の親族(別世帯も含む)から税法上の配偶者控除、扶養控除(年少扶養を含む)の対象になっている世帯

対象② 家計急変世帯

次の①、②のいずれも満たす世帯

- ①4年6月1日時点で、市の住民基本台帳に記録されている世帯
- ②新型コロナウイルスの影響を受けて4年1月以降家計が急変し、世帯全員の住民税均等割が非課税である世帯と同等の事情にあると認められる世帯

※住民税均等割が課税されている人の扶養親族などのみで構成されている世帯を除く

■受給権者 世帯主

■給付額 10万円  
※給付金は、原則として世帯主の本人名義の金融機関口座へ振り込みます。

■申請方法

対象① 給付金の支給対象に該当すると思われる世帯には確認書を郵送しています。確認書に必要な事項を記入の上、同封の返信用封筒で返送してください。

対象② 申請書は地域福祉課または西根・安代各総合支所、山田支所から交付を受け、必要事項を記入の上、世帯全員の同一月の収入を確認できる書類や振込口座の写しなどの必要書類を添付し、持参または郵送で提出してください。

■提出期限

対象① 11月1日(火)  
対象② 9月30日(金)

■問い合わせ先

地域福祉課 福祉総務係(☎・内線1113、1114、1115)

冬の1人暮らしの不安  
生活支援ハウスで解決

市は1人暮らしなどで自宅での生活に不安がある要援護高齢者として、一時的な生活支援の場として、生活支援ハウス居住部門を設置しています。冬期間の利用申請を受け付けますので、希望者は次の通り申請してください。

- 所在地 小柳田210番地1
- 定員 10人程度
- 申請期間 9月16日(金)から10月7日(金)まで

■申請先 社会福祉法人安代会指定管理者(ふれあいセンター)安代または特別養護老人ホームりんどう苑施設内)

■利用期間

11月1日(火)から令和5年4月30日(日)まで

■問い合わせ先 社会福祉法人安代会(☎73・2855)または健康福祉課高齢福祉係(☎・内線1083)

おでかけi-サポを開催

会員登録制により1対1の出会いの機会を提供しているいきいき岩手結婚サポートセンター「i-サポ」のスタッフが出張して、会員登録、相手探しなどをする「おでかけi-サポ」を開催します。

結婚を希望する单身男女の皆さん、この機会にi-サポを利用してみませんか。

- 日時 9月25日(日)正午から午後3時まで
- 場所 市役所多目的ホール棟
- 新規入会 ▼入会条件 20歳以上の单身者で県内に居住または勤務し



会員登録制により1対1の出会いの機会を提供しているいきいき岩手結婚サポートセンター「i-サポ」のスタッフが出張して、会員登録、相手探しなどをする「おでかけi-サポ」を開催します。希望条件に合った相手のプロフィールを検索し、会ってみたい人を選びます。  
■申し込み方法 9月21日(水)までにi-サポ盛岡(☎019・6019955)に電話予約してください。  
■問い合わせ先 地域福祉課 福祉総務係(☎・内線1114)



詳しくはこちら

**戦没者を悼み平和誓う  
市戦没者追悼式を開催**

市は戦没者追悼式を行います。遺族会員以外で参列を希望する人は、事前に申し込んでください。  
**日時** 10月13日(木)午前10時開始  
**場所** 西根地区市民センター



昨年の戦没者追悼式の遺族会代表あいさつ

**申込期限** 10月5日(水)  
**その他** 新型コロナウイルス感染症の影響により中止などの対応となる場合は、市ウェブサイトや申込者宛て通知でお知らせします。  
**問い合わせ先** 地域福祉課福祉総務係(☎・内線1114)

**安心して働ける明日へ  
就業構造基本調査実施**

総務省は、10月1日を基準日として、就業構造基本調査を実施します。  
 この調査は、日本の就業・不就業の実態を明らかにすることを目的として、統計法に基づき実施する国の重要な統計調査です。

調査結果は、雇用政策、経済制作など、国や地方公共団体における各種行政施策の企画・立案のための基礎資料として活用しています。  
**調査方法**  
 ▼調査の説明 9月上旬から中旬にかけて、調査員が対象調査区の各世帯に伺い、調査の趣旨などについて説明します。  
 ▼調査書配布 調査をお願いする世帯に、9月下旬に調査書類を配ります。  
 ▼回答 配布する調査票に記入の上、回答してください。  
 ※より便利に回答できるように、パソコンやスマートフォンを使って、簡単に回答することも可能です。調査

**消費税インボイス制度  
説明会など開催します**

令和5年10月1日(日)から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が開始されます。インボイス(適格請求書)を発行できるのは、適格請求書発行事業者に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。  
 市はこのインボイス制度説明会と登録申請相談会を開いており、今後の日程は次の通りです。  
**開催日時**  
 9月27日(火)、10月20日(水)、11月22日(火)、12月22日(水)※いずれも同じ内容で、午後1時半から2時半まで  
**会場** 市役所多目的ホール棟  
**対象者** 個人・法人の事業者

**問い合わせ先** 市税務課(☎・内線1135)  
 または盛岡税務署記帳指導推進官 石川(☎・019-622-6141)

**農業振興地域整備計画  
変更申し出を受け付け**

市は農業振興地域整備計画の変更(除外、軽微変更、編入)申し出を受け付けます。農用地に指定されている農地に、住宅建設などの開発行為による農地転用を予定している人は、初めに農振除外などの手続きが必要となります。  
**申し出可能要件** 経済事情の変動その他情勢の推移により、変更が必要(緊急性が高い)と認められるものや代替する土地がないなどの要件を満たしていること。  
**申し出方法** 農林課から申し出書類の交付を受け、必要事項を記入の上、持参してください。  
**申し出期限** 9月30日(金)  
**問い合わせ先** 農林課農政推進係(☎・内線1341)

**生活習慣病予防教室を  
生活の見直しの機会に**

市は市民を対象に生活習慣病の予防などについて学ぶ生活習慣病予防教室を開きます。高血圧、高脂血症、糖尿病、肥満は「サイレントキラー」とも呼ばれ、自覚症状の現れづらい病気です。これを機会に生活習慣を見直してみませんか。  
**日時および内容** 次表のとおり  
 ※1日のみの参加も可能です。

**9月20日(水)**  
**健康チェック** 13時から  
**講話** 13時半から15時まで  
**演題** 生活習慣病とがんの予防について  
**講師** (公財)若手県対がん協会

**10月6日(木)**  
**健康チェック** 13時から  
**実技** 13時半から15時まで  
**内容** 生活習慣病予防の運動  
**講師** 健康運動指導士 西舘敦氏  
 ※参加者は動きやすい服装、履物で、飲み物(お茶や水)を持参してください。

**安心して働ける明日へ  
就業構造基本調査実施**

総務省は、10月1日を基準日として、就業構造基本調査を実施します。  
 この調査は、日本の就業・不就業の実態を明らかにすることを目的として、統計法に基づき実施する国の重要な統計調査です。

調査結果は、雇用政策、経済制作など、国や地方公共団体における各種行政施策の企画・立案のための基礎資料として活用しています。  
**調査方法**  
 ▼調査の説明 9月上旬から中旬にかけて、調査員が対象調査区の各世帯に伺い、調査の趣旨などについて説明します。  
 ▼調査書配布 調査をお願いする世帯に、9月下旬に調査書類を配ります。  
 ▼回答 配布する調査票に記入の上、回答してください。  
 ※より便利に回答できるように、パソコンやスマートフォンを使って、簡単に回答することも可能です。調査

**13時からの健康チェックで  
は血圧測定や体組成測定(体脂肪率、筋肉量、基礎代謝量など)を受けることができます。**

**持ち物**  
 本年度の特定健診を受けた人は、健診結果表を持参してください。  
**場所** 市役所多目的ホール棟  
**申込期限** 各開催日の1週間前まで(各回の定員40人に達し次第、締め切ります)  
**問い合わせ先** 健康福祉課健康推進係(☎・1190)

**競争入札参加資格申請  
9月30日から受付開始**

市は競争入札参加資格審査申請の受け付けを行います。令和5年度中に競争入札に参加を希望する場合は、忘れずに申請してください。

**申請対象** 令和5年度中に市(上下水道事業、病院事業を含む)が執行する競争入札に参加を希望する事業所など(工事、建設関連業務、物品・役務などの全ての事項)  
 ※現在、参加資格を有する事業

**家屋取り壊し時は  
減失届を忘れずに**

固定資産税は、毎年1月1日現在の土地・家屋・償却資産を持つている人に課税されます。今年、住宅や倉庫などの家屋の全部または一部を取り壊した場合は、年内に減失の届け出をしてください。届け出がない場合、翌年度も課税になる場合があります。  
**管財係**(☎・内線1242、1243)  
**問い合わせ先** 農林課農政推進係(☎・内線1341)

**家屋取り壊し時は  
減失届を忘れずに**

固定資産税は、毎年1月1日現在の土地・家屋・償却資産を持つている人に課税されます。今年、住宅や倉庫などの家屋の全部または一部を取り壊した場合は、年内に減失の届け出をしてください。届け出がない場合、翌年度も課税になる場合があります。  
**管財係**(☎・内線1242、1243)  
**問い合わせ先** 農林課農政推進係(☎・内線1341)

**管財係**(☎・内線1242、1243)  
**問い合わせ先** 農林課農政推進係(☎・内線1341)

**問い合わせ先** 市税務課(☎・内線1135)  
 または盛岡税務署記帳指導推進官 石川(☎・019-622-6141)

世界に際立つメディカルカンパニー  
**製造業務スタッフ 募集 5名**  
 (契約社員)  
 ●仕事内容/医薬品の製造業務  
 ●化学薬品の取り扱いがあるお仕事。採用後に業務研修制度がありますので、未経験者の方でも可能。会社負担によるフォークリフト資格の取得もしていただきます。  
 ●雇用形態/契約社員(正社員登用実績あり)、試用期間なし  
 ●雇用期間/令和5年3月31日まで(原則更新) ●資格/パソコン基本操作(Word・Excel)  
 ●勤務/8:30~17:15 ※別途夜勤の可能性あり  
 ●給与/月給 220,000円~ ●休日/週休2日制、年末年始、夏季休暇、GW  
 ●給遇/社会保険、作業靴など一式貸与、マイカー通勤給、任意加入必須(無料駐車場あり)、通勤手当(当社規定により支給)、昇給・賞与あり、育休実績あり、変動残業あり、変動残業あり、変動残業あり、変動残業あり、変動残業あり  
 ●社規/社内規定による支給、昇給・賞与あり、育休実績あり、変動残業あり、変動残業あり、変動残業あり、変動残業あり、変動残業あり  
 応募/事前に電話連絡の上、応募書類(履歴書・職務経歴書)を郵送願います。書類選考後、追って連絡致します。  
 積水メディカル株式会社 岩手工場 〒028-7305 八幡平市松屋4-115  
 TEL.0195-74-3161 FAX.0195-74-3822  
 採用担当/総務課 工藤 WEB https://www.sekuisomedical.jp/

**新型コロナウイルス感染症が  
疑われる場合の相談先**

**発熱など症状がある場合**  
 ▶かかりつけ医がいる場合は、かかりつけ医に電話相談する。  
 ▶かかりつけ医がいない場合や夜間・休日で相談先に困る場合は、受診・相談センターに電話相談する。

**発熱など症状がない場合**  
 ▶一般的な相談は、一般相談窓口で電話相談する。

**相談先**  
 ▶受診・相談センター(☎ 019-651-3175)  
 ▶一般相談窓口(☎ 019-629-6085)

**家屋取り壊し時は  
減失届を忘れずに**

固定資産税は、毎年1月1日現在の土地・家屋・償却資産を持つている人に課税されます。今年、住宅や倉庫などの家屋の全部または一部を取り壊した場合は、年内に減失の届け出をしてください。届け出がない場合、翌年度も課税になる場合があります。  
**管財係**(☎・内線1242、1243)  
**問い合わせ先** 農林課農政推進係(☎・内線1341)

**市内に法務局で減失の登記が済んでいる場合は届け出の必要はありません。**

**税金の寄付**  
 本市に寄せられた厚意を紹介いたします。  
**【現金の寄付】**  
 ▼長谷川律記念財団:7月25日、江間章子賞の運営に活用してほしいと27万1260円が寄せられました。

**寄付をいただきました**